

臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体
の取扱い及び検視等の実施要領の制定について
(平成9年11月25日、捜一発第1158号等)

【概要】

脳死した者の身体の手扱い及び検視等の実施について必要な事項を定めたものである。